

網 監 査 第 21 号

令 和 5 年 1 月 20 日

網 走 市 長 水 谷 洋 一 様

網走市議会議長 井戸達也 様

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 平賀 貴 幸

定期監査実施後の指摘事項等に対する措置状況の提出について

地方自治法第 199 条第 12 項及び網走市監査基準第 29 条の規定に基づき、令和 4 年度に実施した定期監査実施後の指摘事項等に対する措置状況について、別紙のとおり提出します。

令和4年度

定期監査結果報告書

(指摘事項等に対する措置状況)

網走市監査委員

## 定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

子育て支援課

	内 容
指 摘 項 目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>委託契約事務において、300万円以上の契約案件に対し、予定価格調書、見積り合せ実施記録等が未作成であり、不適切な契約事務が行われていた。 市の契約に関する規則等遵守し、適正な事務処理を行うこと。</p>
	内 容
措 置 内 容	<p>今回指摘のあった委託契約の事務処理については、関係法令等の認識不足と書類内容の確認不足によって、誤りが生じたもの。 今後は、契約毎の必要な要件の確認など、事務のチェック体制を見直し、十分な確認作業を行うとともに、「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等を遵守し、適正な契約事務の執行に努める。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

都市管理課

	内 容
指 摘 項 目	<p>■補助金の適正な執行について</p> <p>補助金等交付事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。 「市の補助金等交付規則」等を遵守し、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>① 補助金の交付決定において、副市長決裁をなされないまま交付決定を行っていた。</p> <p>② 補助金の交付額の確定において、補助事業等実績報告書に記載の必要経費以上の額である、交付決定通知額と同額を交付確定額として通知し、補助金を支出していた。</p>
	内 容
措 置 内 容	<p>① 適正な事務処理を執行するために、「網走市事務決裁規程」を遵守し適正な事務処理の遂行に努める。なお、令和4年度については、すでに副市長決裁済みである。</p> <p>② 補助金等交付の事務処理については、関係法令等の認識不足によって誤りが生じたもの。今後は、係内チェック体制を強化し、十分な確認作業を行い、網走市補助金等交付規則に従い、補助金交付事務の適正な履行に努める。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

## 定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

企画調整課

	内 容
指 摘 項 目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>委託契約において、契約内容にある納入期日後の日付で納入検査日として適とする検査調書を作成している事例が認められた。 契約内容を確認の上、適正な契約の事務処理を行うこと。</p>
	内 容
措 置 内 容	<p>一部の検査調書で契約書に記載されている納入期日後の日付となっていたことから、契約内容（納入期日）の見直しを行う。 今後は同様の事象が生じないように、適正な事務処理を徹底する。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

## 定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

市民活動推進課

	内 容
指 摘 項 目	<p>■補助金の適正な執行について</p> <p>補助金等交付事務において、実績報告書の所要経費と検査調書の所要経費に乖離があり、不適切な事務処理が認められた。 「市の補助金等交付規則」等を遵守し、適正な指導・処理を行うこと。</p>
	内 容
措 置 内 容	<p>補助金等交付事務の中で、事業実績収支の保険料事業費の誤りにより事業実績の所要経費の記載誤りがあったため、次年度以降は事業実績の内容を確認し、適切な実績報告書の記載を指導する。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

税務課

	内 容
指摘項目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>令和3年度の当初賦課業務の委託契約において、契約期間が令和2年度の日付となっていることが認められた。これにより相手方の履行の請求ができず適正な契約行為ではない。今後は新年度の契約期間となるよう適正な事務処理を行うこと。</p>
	内 容
措置内容	<p>令和3年度当初賦課業務については、債務負担行為を設定し、令和2年度中に委託契約を締結したところであるが、契約事務に対する認識誤りにより、履行期間の始期を令和2年度の日付（契約締結日）としてしまった。</p> <p>令和4年度当初賦課業務については、令和3年度契約における誤りに気付いていたため、履行期間の始期を令和4年度の日付として契約を締結したところである。</p> <p>以上のとおり、本件に関する改善は既に図ったところであるが、今後、このような不備が生じないよう、本指摘事項について課内で情報共有を行い、適正な事務処理に努める。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄